

## 第4号議案

### 東北東京間連系線に係る 広域系統整備の事業実施主体及び 費用負担割合の案の決定について

(案)

東北東京間連系線に係る広域系統整備について、広域系統整備委員会を踏まえ、業務規程第58条第3項の規定に基づき、事業実施主体を決定する。

また、国の告示「広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（案）」及び広域系統整備委員会の検討を踏まえ、送配電等業務指針第47条第3項の規定に基づき、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者へ通知（同意確認）する。

#### 1. 事業実施主体

別紙1のとおりとする。

#### 2. 費用負担割合の案

##### (1) 費用負担割合の案

別紙2のとおりとする。

##### (2) 費用負担候補者への通知

沖縄電力を除く一般送配電事業者9社へ別紙3により通知する。

以上

#### 【添付資料】

別紙1：事業実施主体

別紙2：費用負担割合の案

別紙3：費用負担割合の案の通知文書

※別紙2及び3は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）に基づき、外部秘（非公表）とする。

# 東北東京間連系線に係る広域系統整備の 事業実施主体

# 工事概要及び事業実施主体

- ▶ 第51回広域系統整備委員会を踏まえ、事業実施主体を東北電力ネットワーク株式会社（以下、東北NWという。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東京PGという。）とする。工事区分ごとの事業実施主体は下表のとおり。

工事区分	対策工事概要	事業実施主体
送電線	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 500kV送電線新設               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新設開閉所～相馬双葉幹線No.56鉄塔① 2回線、亘長62km</li> <li>● 宮城中央変電所～新設開閉所② 2回線、亘長81km</li> <li>● 相馬双葉幹線No.54鉄塔～福島幹線山線No.10鉄塔（東京PG設備）③ 2回線、亘長15km</li> </ul> </li> <li>▶ 新設開閉所への既設500kV送電線引込④               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常磐幹線 4回線、新地火力線 2回線</li> </ul> </li> </ul>	東北NW 東京PG
開閉所	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 500kV開閉所新設               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常磐幹線新地火力線分岐周辺⑤ 500kV送電線引出10回線</li> </ul> </li> </ul>	東北NW
送電線引出	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 500kV送電線引出               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮城中央変電所 2回線⑥</li> </ul> </li> </ul>	東北NW
その他設備	調相設備整備、給電システム改修、系統安定化システム整備	東北NW 東京PG

# 工事概要及び事業実施主体

- **工事費の概算額** : **1,533億円**※1  
 ※1 除却損を含む
- **増強の完了時期** : **2027年11月**※2  
 ※2 2017年4月から工事着手。  
 工事着手から本広域系統整備の運転開始までの所要工期は10年8か月
- **事業実施主体** : **東北NW、東京PG**



※各工事区分の番号は、前スライドの対策工事概要の番号に対応。

